

商品概要説明書

投資信託セット型定期貯金「さんさん定期」

(2023 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名	○投資信託セット型定期貯金「さんさん定期」
2. 販売対象	○個人の方 ○投資信託購入申込金額と同額までの新規預入資金 ※ 新規預入資金とは、他金融機関からの預け替え資金となります。
3. 期 間	○定型方式…… 6 か月
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○100万円以上かつ投資信託購入申込金額まで ○1円単位
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○年利2.0% 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 自動継続後の適用利率は継続日当日のスーパー定期貯金（預入期間6か月）の店頭表示金利となります。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※ の分離課税となります。 ※ 2037年12月31日までの適用となります。 ○金利はホームページに表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
9. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率
10. 貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置お よび紛争解決措 置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店または苦情等受付窓口（電話：055-957-8028）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A苦情等受付窓口または

	J Aバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○満期時には、原則投資信託購入のための資金となります。 ○当 J A定期貯金からの預け替えにはご利用いただけません。 ○お取扱期間は、令和 5 年 4 月 3 日～令和 6 年 3 月 29 日となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aふじ伊豆